

別記

「～STOP！特殊詐欺～○（まる）っとあいち・絆プロジェクト」活動要綱

第1 趣旨

「～STOP！特殊詐欺～○（まる）っとあいち・絆プロジェクト」（以下「絆プロジェクト」という。）の活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 絆プロジェクトの目的

県民、事業者及び関係機関・団体（以下「参加団体」という。）による特殊詐欺被害の撲滅に向けた活動を促し、当該活動を通じて家族や地域の絆を強化し、被害者の割合の多くを占める高齢者を社会全体で見守る気運を醸成することにより、被害者を生まない環境づくりを推進することを目的とする。

第3 参加団体の要件

参加団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成員が2名以上であること。
- (2) 活動拠点を愛知県内に有していること。
- (3) 活動の経歴、体制等から継続的な活動が見込まれること。
- (4) 愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）から電子メールにより提供された情報を受信可能であること。

第4 活動内容

参加団体は、次の取組を行うものとする。

- (1) 警察本部が運用する「すぐメール」に登録し、警察本部から提供される特殊詐欺被害防止に関する情報を適宜の方法により全構成員に周知すること。
- (2) 家族間や地域におけるコミュニケーションを強化して、「家族の絆」、「地域の絆」を深め、家族や周囲の方の被害を防止すること。
- (3) ATMで携帯電話を使用する人への声掛けによる被害防止活動に積極的に取り組むこと。
- (4) (1)から(3)の取組のほか、次に掲げる取組事例を参考とし、参加団体の特性に応じた特殊詐欺被害の防止に向けた活動を積極的に推進すること。

ア 事業者による自主的な取組

- (ア) 定期的な研修会等の開催
- (イ) 広報啓発ポスターやチラシの掲示及び配布
- (ウ) 事業者のパンフレット、広報物品等を利用した被害防止広報
- (エ) 地域団体への商品やサービスの割引提供をはじめとした活動支援

イ 地域団体による自主的な取組

- (ア) A T M機周辺の見回り及び声掛け活動
- (イ) 定期的な研修会等の開催
- (ウ) 広報誌、回覧板等を活用した団体構成員及び地域住民への啓発

第5 参加申込方法

絆プロジェクトへの参加を希望する団体等は、県警察公式ホームページ内の参加申請入力フォームに必要事項を入力して申請し、又は「～STOP！特殊詐欺～○（まる）っとあいち・絆プロジェクト参加・変更・中止申請書」（別記様式）に必要事項を記載し、警察本部生活安全総務課に電子メール（seianso@police.pref.aichi.lg.jp）、郵送又はFAX（052-954-8868）により申請するものとする。

第6 申込内容の変更及び活動中止の申請

申込内容の大幅な変更又は活動を中止する場合は、第5の方法により警察本部生活安全総務課に申請するものとする。

第7 活動の停止

参加団体の活動が次のいずれかに該当すると認めた場合は、除名措置を執ることができるものとする。

- (1) 第3（参加団体の要件）の基準に該当しなくなった場合
- (2) 当該団体又はその構成員が、社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) (1)又は(2)のほか、参加が不相当と認める相当な理由がある場合